

東 広 監 委 第 5 7 号
令 和 2 年 3 月 2 7 日

請求人代表者 (省略) 様

東 広 島 市 監 査 委 員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 加 藤 祥 一

住民監査請求に基づく監査結果について (通知)

令和2年2月7日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第242条第4項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求の受理

令和2年1月30日付けで提出された法第242条第1項の規定による住民監査請求は、令和2年2月5日付けで請求の対象職員及び請求者について補正を求め、令和2年2月7日付けで修正され、所定の要件を具備しているものと認め、令和2年2月7日にこれを受理した。

3 請求の要旨及び理由

令和2年1月30日付けで提出された東広島市職員措置請求書及び令和2年2月18日付けで收受した追加資料（以下これらを総称して「本件請求」という。）から、請求の要旨及び理由を次のように要約した。

(1) 請求の要旨

平成31年3月29日付けでA協議会から提出された平成30年度東広島市財産区団体活動事業補助金の実績報告書の市長による審査が不適切であり、同補助金が違法かつ不当に支出されている。又はその恐れがある。よって、(4) 講ずるべき措置に記載のとおり措置を講じることを市長に求める。

(2) 請求の理由

①平成23年3月27日に開催されたB協議会の設立総会において、A協議会がB協議会に移行するものとされており、以降、総会等も開催されておらず、A協議会は実態のない団体であると思われ、虚偽の申請である恐れがある。

②B協議会の平成30年度地域づくり推進交付金交付申請書(基本項目)・(地域選択項目)の事業計画とA協議会の地域活動助成事業(財産区団体活動事業)の補助金交付申請書の事業計画の多くが重複している。

③この申請では、夏祭り・敬老会を実施するとされているが、変更申請することなく、実績報告書では、C地域災害復旧事業を実施したとされている。このことは、東広島市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第12条及び東広島市財産区団体活動事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第10条に抵触している。また、災害復旧事業としてD協議会へ100万円、E会へ300万円が振り込まれているが、活動内容が報告されておらず、どのような活動に対して支出されたのか不明である。B協議会でも災害復旧活動を行ったとされており、重複している可能性がある。なお、以下のとおりこの実績報告書には多くの疑義がある。

④支出証拠書類として提出されている領収証の写しの宛名が、プラダン、会計報償費はB協議会、モチ米代はB自治会、保険料については、B協議会会長となっており、これらについては、B協議会等が支出すべきものである。

⑤支出証拠書類のうち、宛名の記載のないB協議会会長の報償費15万円、渉外旅費5万円の領収書があるが、B協議会の地域づくり推進交付金の実績報告書でも役員報償費等として30万円、渉外旅費として23万円が支払われており、これらの支出は不適切である。

⑥収支決算(支出)で、地域交流費のうち、役員親睦会として9万円、F小学校助成金として10万円、それぞれD協議会へ振り込まれているが、活動報告がなされており、どのような活動に対して支出されたのか、実態が不明である。

⑦収支決算(支出)で、環境整備事業の学校周辺整備費(慰霊碑)としてD協議会へ15万円が振り込まれているが、活動報告がなされており、どのような活動に対して支出されたのか、実態が不明である。

⑧収支決算(支出)で、団体事務費補助として、D協議会へ85万円、G協議会へ1

00万円が振り込まれているが、これらの団体がどのような活動を行ったか報告されておらず、実態が不明である。

⑨収支決算（支出）で、地域内団体補助として、H会へ120万円、I会へ160万円が振り込まれているが、これらの団体がどのような活動を行ったか報告されておらず、実態が不明である。

以上のような実態であるにもかかわらず、補助金の額を確定したことは、規則第14条及び要綱第14条の規定に抵触している。

(3) J財産区の損害（違法かつ不当に支出された（又はその恐れのある）額）

支払う必要のない前述（2）の③400万円、④195,682円、⑤20万円を支出している。また、⑥19万円、⑦15万円、⑧185万円、⑨280万円について、具体的な活動内容が報告されていないにもかかわらず、補助金を確定しており、実際の活動を上回る補助金が支出され、その同額についてJ財産区に損害が発生している可能性がある。

(4) 講ずるべき措置

前述（2）の③400万円、④195,682円、⑤20万円を返還させること、⑥19万円、⑦15万円、⑧185万円、⑨280万円については、D協議会、G協議会、E会、H会、I会の組織としての実態と平成30年度の活動内容を把握し、活動内容を上回る支出があった場合には、上回った部分を返還させるとともに再発防止のための対策を取ることを。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求に添付された事実証明書から判断して、平成30年度東広島市財産区活動事業補助金（以下「補助金」という。）に係る確定手続きについて、本件補助金実績報告書の審査が適正になされておらず、補助金が違法かつ不当に支出されているか、また、その支出により財産区に損害が生じているかを監査の対象とした。

2 監査対象部課

財務部管財課

3 請求人からの書類の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和2年2月18日に新たな証

拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、B協議会の住民自治協議会認定申請書とB協議会の総会で承認された総会資料との比較、平成23年度と平成30年度のA協議会決算額の比較についての資料提出があった。

また、請求人は本件住民監査請求の要旨を陳述したほか、意見陳述のなかで、補助金実績報告書がお金を出したということだけに留まっている。実態を報告させていないために、このようなことが起きている。実態をぜひ解明していただきたいと述べた。

4 管財課からの書類の提出及び陳述

管財課に対し、関係書類等の提出を求めたところ、令和2年2月17日付けで管財課から見解及び関係書類が提出された。なお、陳述は行わなかった。

第3 監査の結果

法第242条第8項の規定に基づき、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、一部理由があると認められるため、勧告する。

以下、事実関係の確認及び監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 東広島市財産区団体活動事業補助金について

東広島市財産区団体活動事業補助金は、東広島市内の各財産区の区域内の団体活動事業を積極的に支援することにより、地域振興に寄与するとともに、住民相互の連帯感を高め、地域の発展を図るため、財産区の区域内の住民のために活動事業を行う団体に対し交付される補助金である。

この補助金は財産区繰入金の予算の範囲内で交付することとされており、財産区繰入金とは、各財産区特別会計から地域振興を図る目的で繰り出した金額を、市の一般会計へ繰り入れた金額をいう、と定義されている。

(2) 平成30年度の補助金交付状況

本件請求の対象として掲げられている補助金交付の概略は以下のとおりである。

- ・補助金名称 平成30年度東広島市財産区団体活動事業補助金
- ・交付申請日 平成30年4月2日
- ・交付団体 A協議会
- ・事業内容 コミュニティ活動の原点に立ち返り、温かい人情、助け合い、家族の団欒など、健康で住みよい地域づくりをめざし、諸事業を推進展開するため、地域活動助成金を各団体へ交付する。

- ・実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ・交付決定日 平成30年5月10日
- ・交付決定額 11,100,000円
- ・概算払日 平成30年5月28日
- ・実績報告日 平成31年3月29日
- ・額確定日 平成31年3月29日
- ・額確定額 11,100,000円
- ・繰入日 令和元年5月30日

なお、当該補助金はA協議会へ交付された後、地域内の団体であるE会、D協議会、G協議会、H会、I会などへ再交付されている。これらの団体は市にとって間接補助事業者となる。

(3) 請求要旨に対する監査対象部課の見解及びヒアリング

ア A協議会の存否について

第1の3(2)①について、請求人は、A協議会について、実態のない団体であると思われ、この団体からの補助金申請は虚偽の申請である恐れがあると述べている。

これに対し、対象部課は、当該補助金は、財産区の区域内の住民のための活動事業を行う団体を対象としており、本件補助金交付申請書に添付の役員名簿は、実在する人物の氏名であり、また団体の銀行口座が存在するため、交付対象団体と認めているとの見解を述べた。

対象部課へのヒアリングにおいて、A協議会について、自治協議会設立前からある団体なので、以前からの活動はそのままこのA協議会へ引き継がれている。自治協議会としての職務を行うのが、B協議会であり、その職務については、地域づくり推進交付金を充てるという仕分けをしているとの発言があった。

イ 事業計画の重複について

第1の3(2)②について、請求人は、A協議会が当該補助金の交付申請をする際に添付した事業計画と、B協議会が地域づくり推進交付金の交付申請をする際に添付した事業計画の多くが重複しており、同じ事業で2つの補助金をもらっていると思われると述べている。

これに対し、対象部課は、事業は地元の理解のもとに双方の団体でそれぞれ行われており、本件はA協議会分として交付しているとの見解を述べた。

ウ 計画変更の申請について

第1の3(2)③について、請求人は、交付申請時に提出した事業計画では、夏祭

りと敬老会を実施することとされているが、計画変更の申請をすることなく、実績報告書でC地域災害復旧事業を実施したとされており、これは規則及び要綱に違反していると述べている。

これに対し、対象部課は平成30年7月豪雨の災害対応のため、事業計画が変更となったにもかかわらず、市が変更申請の指導を行っていなかった。仮に実績報告の段階からであっても訂正を求めないといけなかったとの見解を述べた。

また、請求人は、A協議会がD協議会へ交付した100万円と、E会へ交付した300万円を災害復旧事業に充てたとされているが、活動内容が報告されておらず、どのような活動に対して支出されたのか不明である。地域づくり推進交付金実績報告書によると、B協議会でも災害復旧事業が行われており、重複している可能性があるとして述べている。

これに対し、対象部課は、間接補助事業者への補助金については、地域の自主的な活動を尊重するために認めており、当該補助金は団体内の監査が行われている。本件は、A協議会分の災害復旧事業費として交付していると述べた。

また、対象部課へのヒアリングにおいて、災害復旧事業については聴き取りを行っている。平成30年7月豪雨災害で、C地区は特に大きな被害を受けた。自治会として、A協議会も当然、復旧に取り組みなければいけないとの判断で動かれた。E会へ振り込まれていたお金は一部、夏祭りの準備段階で発生する費用として使用されたが、残りは災害復旧事業へ充てられた。費用としては、被害が発生した地区への補填や、重機を使用したお金、200人規模で集めたボランティアへの弁当や飲み物代、保険料などであるとの発言があった。

エ 領収書の宛名について

第1の3(2)④について、請求人は、実績報告書に添付された領収書について、宛名がB協議会やB自治会等と記載されており、これはA協議会ではなく、B協議会が支出すべきものであると述べている。

これに対し、対象部課は、宛名の記載誤りが確認されたことから、適正な支出と認めたものであるとの見解を述べた。

オ 会長報償費、渉外旅費について

第1の3(2)⑤について、請求人は、B協議会の会長がA協議会から会長報償費、渉外旅費を受領したという領収書が実績報告書に添付されているが、地域づくり推進交付金でもB協議会の会長に対し、役員報償費、渉外旅費が支払われており、不適切であると述べている。

これに対し、対象部課は、支出はA協議会分としての活動であり、適正と認めたも

のである。また団体内の実施内容については、地元で判断されていると認識しているとの見解を述べた。

カ 間接補助事業者の活動実態について

第1の3(2)⑥～⑨について、請求人は、A協議会が、交付された当該補助金の内から、D協議会、G協議会、H会、I会に対して、活動に対する補助として振込を行っているが、活動報告がされておらず、各団体のどのような活動に支出されたのか、実態が不明であると述べている。

これに対し、対象部課は、間接補助事業者への補助金については、地域の自主的な活動を尊重するために認めており、当該補助金は、補助事業者団体内で監査が行われている。市は現状を確認していないが、団体で確認され、必要なものとして計上されているものである。ただし、あげられている費目の中に役員親睦会費があるが、それについては、補助対象となるか確認できていないとの見解を述べた。

また、間接補助については、地域や団体の自主性を尊重するために一定の裁量と自由度を認めており、要綱等でも間接補助事業者に対し、詳細な実績報告を添付するようには求めておらず、特に調査の必要があると認められる証拠が出されない限りは、間接補助事業者に対して調査に入る権限はないと考える。市が交付する多くの補助金において、間接補助は存在し、それらについて実態把握ができていない部分があるのは認めるが、市としては、補助事業者が下部組織を統括し、補助金を市全体の福祉の向上に役立ててもらいたいという立場であると述べた。

2 監査対象事項に対する判断

(1) A協議会の存否について

請求人から提出された、平成23年3月27日開催のB協議会設立総会の資料には、A協議会が、B協議会へ移行するとは明記されておらず、団体の移行があったとは断定できない。また、任意団体の存否については、監査委員が判断すべき事項ではないと考える。しかし、実態のない団体からの虚偽の補助金申請かどうかという観点からみれば、当該補助金は事業計画どおり各自治会に振り込まれているという事実がある以上、虚偽の補助金申請であったとは言えない。このことは、各自治会への振込書の写しからも確認できる。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 事業計画の重複について

このことについて、本件請求は実績報告書提出時の額の確定についてを対象としており、交付申請時の事業計画の内容については、監査の対象としないこととする。

(3) 計画変更の申請について

このことについては、規則第12条及び要綱第10条に定められており、対象部課においても、その必要性があったと認めている。しかしながら、対象部課の指導が不十分であった可能性はあるが、災害復旧事業は実施されており、規則及び要綱に抵触することをもって、直ちに補助金の支出が違法かつ不当であったとはいえない。このことは、平成元年7月11日東京高等裁判所判決において、「市が社会教育団体に対してした補助金の交付決定が、市の補助金交付要綱に違反するものであっても、同要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部的規律であって、それ自体法規としての性質をもつものではないことから、直ちに違法となるものではない。」と判示されている。(平成元年7月11日東京高等裁判所 昭和63(行コ)58補助金交付決定取消等請求控訴事件)

また、災害復旧事業の実施内容については、請求人が陳述の際に「ボランティア200人に対して弁当とお茶がただけ」と発言されたが、対象部課から、それ以外の支出もあったとの説明がなされた。

ただ、対象部課から災害復旧事業は、災害発生前にE会へ振り込んだお金を使用しており、間接補助事業であるから、実績報告として詳細な支出証拠書類等の提出を求めるようにはなっていないという主旨の発言があったが、たとえE会へ交付したお金で事業を実施していたとしても、災害復旧事業の実施主体はE会であり間接補助事業である、という対象部課の主張には無理があると言わざるを得ず、詳細な報告が必要であったと考える。災害の発生という予測できない事態への突発的な対応であり、平時のように詳細な支出証拠書類を揃えておくことが難しい状況ではあったにせよ、対象部課においては、事業実施についての詳細な聴き取り内容を実績報告時に資料として残しておくなどの対応が必要であったと考える。

以上のことから、対象部課の対応について不十分な点があった可能性はあるが、直ちに補助金の支出が違法かつ不当なものであるとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) 領収書の宛名について

このことについては、対象部課において、宛名の記載誤りであることを確認していること、また、A協議会決算書備考の記載などから総合的に見て、A協議会の事業に対する支出証拠書類であると判断できる。

宛名の記載を誤った領収書を実績報告書の添付書類として、そのまま受領している点において、対象部課の指導が不十分であったことは否めないが、直ちに補助金の支出が違法かつ不当なものであるとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断

する。

(5) 会長報償費、渉外旅費について

このことについては、B協議会の会長が、A協議会の活動に対して何等かの支援や業務を行い、報償費や旅費等を受け取る可能性がないとは言えない以上、この支出の事実のみをもって違法かつ不当な支出とは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

しかしながら、補助金実績報告書に添付されたA協議会の決算書には、会長報償費と記載があり、通常、そのように記載されていれば、他団体の会長に対して交付したものとは考えにくいとため、対象部課においては、疑念を抱かれないよう支出証拠書類等に何に対しての報償費かを記載させるなど、適切な指導が必要であったと考える。

(6) 間接補助事業者の活動実態について

このことについては、監査委員に間接補助事業者に対する監査権限は付与されていないが、本件請求に当たり、対象部課に対して間接補助事業者の活動実態を示す資料を提出するよう協力を求めたところ、間接補助事業者への補助金については、地域の自主的な活動を尊重するために認めており、当該補助金は、補助事業者団体内で監査が行われていることを確認しているため、市は当該関係資料を保有していないとの回答であった。

当該補助金は補助事業者団体内で監査されていることを確認している、という対象部課からの回答を受け、補助事業者であるA協議会が保有している監査資料及び間接補助事業者の補助金の使途を確認するために保有している資料を提出させるよう再度求めた。

その結果、資料の提出はなく、対象部課より、補助事業者は、間接補助事業者からの聴き取りにより確認を行っており、確認資料等は保有していない。活動内容についてはD協議会が環境美化活動、G協議会が植樹の森整備、H会がグラウンドゴルフ大会の開催、I会が視察研修会の開催と聞いているとの回答があった。

当該補助金は、大部分が間接補助金として関係団体へ再交付されており、補助金の使途の把握には間接補助事業の実態把握が不可欠であると言える。しかしながら、本件請求後の対象部課からの回答内容では、間接補助事業者の活動内容の実態解明には至らなかった。そのため、請求人が主張する規則第14条及び要綱第14条の規定に抵触する可能性を否定することはできない。その点において、請求人の主張には理由があるものと認められる。

一方、活動内容の実態解明に至らなかったことにより、直ちに活動内容を上回る違法かつ不当な補助金の支出があったとも断定できず、その点においては、請求人の主

張には理由がないものと判断する。

3 結論

以上のことから、請求人の主張のうち、間接補助事業者の活動実態が不明であるという点については理由があるものと認められるため、法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

市長は、当該補助事業に対する説明責任を果たすため、補助事業者及び間接補助事業者に対し、補助事業の実施状況を記録し、補助金についての収入額及び支出額を登記した帳簿を備え、その使途を明らかにしておくとともに、支出額についてはその内容を証する書類を整備し、それらを適切に保管するよう指導すること。

以上の指導を令和2年5月29日までにを行うこと。

4 意見

本件請求に対する調査のなかで、当該補助金交付事業について、支出証拠書類等の保存や管理が十分になされていない状態がうかがえ、これ以上の資料提出は見込めず、現状においては更なる調査を行ったとしても、実態の解明は困難であると判断した。このことは誠に遺憾であり、再発防止の観点からも支出証拠書類等の保存や管理については、所管するすべての補助金交付団体においても徹底していただきたい。

実績報告書の審査において、宛名の誤った領収書を支出証拠書類として添付させていたが、書類の不備等を複数見過ごしていれば、審査の信憑性について疑念を抱かれることは当然の結果である。審査においては、十分な注意を払って書類等の確認を行っていただきたい。また、要綱第5条第2項には補助対象経費としないものが列挙されているが、実績報告書の審査時には、提出書類のみで、その判断がつかない項目については、確認を徹底されたい。

当該補助金は地域のための補助金であり、地域の自主性を尊重するために一定の裁量と自由度を認めているという、その趣旨は十分理解できる。また、補助事業者が間接補助事業者の活動実態を確認したうえで、実績報告を行っているという前提があるならば、実績報告時に間接補助事業者に対してまでは詳細な報告を求めないという、現在の運用は合理的な方法とも言える。しかしながら、補助金の効果や、その補助金が目的どおりに使用されているかどうかについては、間接補助事業者へ渡ったものであっても、市に説明責任があるため、その責任を果たせる程度の報告は、実績報告の段階で補助事業者を通して、受けておくべきである。間接補助事業者を含む、補助金交付団体においても、一定の裁量を認められている分、補助事業を適正に行ったという事実を自ら証明する責任は大きいと言える。

以上のことから、対象部課においては、補助金交付事業について、市民からの疑念を抱

かれないよう、自らの事務について再確認するとともに、補助金交付団体に対しては必要に応じ適切な支援・指導を行っていただきたい。

【参考】

○東広島市補助金等交付規則

(計画の変更)

第12条 補助事業者等は、第4条の規定による補助金等の交付の決定に係る補助事業等の計画を変更しようとするとき又は第5条の規定により付された条件に基づき市長の承認を受けようとするときは、速やかに補助事業等計画変更申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、補助事業等計画変更決定通知書（別記様式第9号）により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等額確定通知書（別記様式第11号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

○東広島市財産区団体活動事業補助金交付要綱

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1項の各号に掲げる事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるもの
- (2) 財産区の審査により、目的の達成のために適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 交際費（慶弔費を含む。）
- (2) アルコール類などの飲食を伴う交流会及び懇親会費
- (3) 他の団体又は個人に対する貸付金、投資・出資金
- (4) 他の団体又は個人に対する寄付金
- (5) その他市長が適当でないとして認めるもの

(計画変更等の申請)

第10条 補助事業者は、第7条に規定する申請書及び添付書類の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、速やかに補助金事業計画変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、第9条第1項の規定による概算払を行った場合であつて、当該概算払の額が前項の補助金の確定額を超えるときは、補助対象者にその差額の返還を命ずるものとする。